

令和2年函審第14号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官永本和寿出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和2年8月22日20時32分
北海道苫小牧港
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 モーターボートA
登 録 長 6.32メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 52キロワット
- 3 事実の経過

Aは、船体中央部に操縦区画を配し、同区画右舷側に機関遠隔操縦装置、舵輪及び舵輪後方に操縦席、左舷側に魚群探知機兼用のGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人4人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和2年8月22日17時30分苫小牧港第4区のXマリーナを発し、同区の東港地区東防波堤周辺の釣り場に向かった。

a受審人は、17時45分前示釣り場に到着して移動しながら釣りをを行い、19時30分同釣り場を発進して帰途に就いた。

ところで、Xマリーナは、苫小牧港第4区のほぼ中央に位置し、Xマリーナ西防波堤、Xマリーナ東防波堤及びXマリーナ島防波堤（以下「勇払防波堤」という。）に囲まれたマリーナで、Xマリーナ西防波堤先端には光達距離が5.5キロメートル（以下「キロ」という。）で、毎3秒に単閃緑光を発する簡易標識灯が、Xマリーナ東防波堤先端には光達距離が5.5キロで、毎9秒に単閃赤光を発する簡易標識灯が、勇払防波堤西端には光達距離が5.5キロで、毎3秒に単閃赤光を発する簡易標識灯（以下「勇払標識灯」という。）がそれぞれ設置されていた。

また、a受審人は、平素、夜間にXマリーナに入航するときは勇払標識灯の灯光が見にくい上、GPSプロッター画面の輝度調整の方法を知らず、同画面の明かりが窓ガラスに反射して見張りの妨げになることから、同乗者に操縦区画の外で見張りをするよう依頼し、GPSプロッター画面に表示された過去の航跡上を航行して勇払防波堤から500メートル付近のところまで接近し、同灯光を視認した後、同マリーナ入口に向かって針路を転じるようにしていた。

a受審人は、同乗者4人を船尾甲板に座らせ、自らは操縦席に腰を

掛け、GPSプロッターを作動させて苫小牧港第4区を西行中、同乗者の1人が船酔いしたので、見張りを依頼せずに勇払標識灯の灯光を目標に勇払防波堤に接近することとし、同プロッターの電源を切り、19時48分少し前苫小牧港東港地区東防波堤灯台（以下「苫小牧東防波堤灯台」という。）から011度（真方位、以下同じ。）1,050メートルの地点で、針路を307度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、20時10分僅か前苫小牧東防波堤灯台から321度2.16海里の地点に至り、GPSプロッターの電源を入れて過去の航跡上を航行していることを確認した後に再び電源を切り、勇払標識灯の灯光を探しながら続航した。

a 受審人は、20時21分僅か前苫小牧東防波堤灯台から317度3.06海里の地点に達したとき、Xマリーナ西方の海岸まで1,700メートルとなり、その後同海岸に向首接近する状況であったが、慣れた海域なので、勇払標識灯の灯光さえ見つければ無難に入航できるものと思い、一旦行きあしを止め、GPSプロッターの電源を入れて勇払防波堤との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うことなく進行した。

こうして、a 受審人は、勇払標識灯の灯光を見つけることができないままXマリーナ西方の海岸に向首続航し、20時32分苫小牧東防波堤灯台から314.5度3.97海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、同海岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首船底外板に擦過傷を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、苫小牧港において、Xマリーナに向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、同マリーナ西方の海岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、苫小牧港において、Xマリーナに向けて帰航する場合、勇払標識灯の灯光を視認することができなかったから、一旦行きあしを止め、GPSプロッターの電源を入れて勇払防波堤との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、慣れた海域なので、勇払標識灯の灯光を見つけさえすれば無難に入航できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、Xマリーナ西方の海岸に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年6月9日

函館地方海難審判所

審判官 植 松 正